

平成28年度
おおい町教育委員会の
自己点検・評価報告書

おおい町教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の権限に関する事務について、その管理及び執行状況について点検・評価を行うこととなりました。

教育委員会が、地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定し、これに即した事業について、自ら評価を行い、その結果を公表することは、着実に計画の実現が図られます。

このような観点から、おおい町教育委員会では平成28年度教育委員会の事務の管理及び執行状況について具体的な内容の評価・点検を行いました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、平成28年度実施事業について、教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3区分に分け実施しました。

2 点検・評価の構成

(1) 教育委員会の活動

教育委員会の運営改善、教育委員会の会議の公開・保護者や地域住民への情報発信等6項目について、事業の点検・評価を行いました。

(2) 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会の規則及び重要な訓令の制定又は改廃に関する事、学校教育及び社会教育の一般方針を定めること等、教育委員会の規則で規定する16項目について、点検・評価を行いました。

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

第1次おおい町総合計画の教育分野に掲げる生涯学習の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、地域教育の推進の4区分の主要施策に関する事業について、点検・評価を行いました。

3 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、自己点検・評価シートにより、事業状況を把握するとともに、課題や今後の方向性について、評価を行いました。

取組度・実現度の考え方については、目標に対して、実現できたものは「A」、できなかつたものは「C」、それ以外を「B」としました。

なお、教育委員会の行った点検・評価に対し、外部の知見から検証を行い、知見の活用を行いました。

おおい町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

おおい町教育委員会は、政策の効果の把握、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することにより、政策の立案を的確に行うため自己点検・評価を行いました。なお、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、第1次おおい町総合計画の主要施策に係る事業を点検・評価しました。

A:実現できた、C:実現できなかった、B:それ以外

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | H27年度 | | H28年度 | |
|-------------------|--|----------------------|--------|---|--------|--|
| | | | 取組度実現度 | 点検・評価 | 取組度実現度 | 点検・評価 |
| 1 教育委員会の活動 | (1) 教育委員会の会議の運営改善 | ① 会議の開催回数 | A | ○定期会を6回、臨時会を3回開催した。 | A | ○定期会を6回、臨時会を3回開催した。 |
| | | ② 教育委員会会議の運営上の工夫 | A | ○教育委員会定期会、教育委員会協議会と教育委員会行事を同日開催した。 | A | ○教育委員会定期会、教育委員会協議会と教育委員会行事を同日開催した。 |
| | (2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地元住民への情報発信 | ① 教育委員会会議の傍聴者の状況 | B | ○会議の開催の公表はしているが、傍聴者はなかった。 | B | ○会議の開催の公表はしているが、傍聴者はなかった。 |
| | | ② 議事録の公開、広報、公聴活動の状況 | 評価外 | ○議事録の公開は、おおい町情報公開条例に基づいて対応しているが、平成27年度は請求がなかった。 | 評価外 | ○議事録の公開は、おおい町情報公開条例に基づいて対応しているが、平成28年度は請求がなかった。 |
| | (3) 教育委員会と事務局との連携 | ① 教育委員会と事務局との連携 | A | ○常に連携をとり、学校教育・社会教育の推進に努めた。 | A | ○常に連携をとり、学校教育・社会教育の推進に努めた。 |
| | (4) 教育委員会と首長との連携 | ① 教育委員会と首長との意見交換会の実施 | A | ○平成27年度2回開催した | A | ○平成28年度4回開催した |
| | (5) 教育委員の自己研鑽 | ① 研修会への参加状況 | A | ○県市町教育連絡協議会研修会、横南地区教育委員会研修会、若狭地区教育委員会連絡協議会研修に参加した。 | A | ○県市町教育連絡協議会研修会、横南地区教育委員会研修会、若狭地区教育委員会連絡協議会研修に参加した。 |
| | (6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備 | ① 学校訪問 | A | ○委員全員の出席が望まれるが、訪問日は、いずれかの委員が出席するように努めた。 | A | ○委員全員の出席が望まれるが、訪問日は、いずれかの委員が出席するように努めた。 |
| | | ② 所管施設の訪問 | B | ○教育委員会所管施設にはイベント等開催時に訪問した。 | B | ○教育委員会所管施設にはイベント等開催時に訪問した。 |
| 2 教育委員会が管理・執行する事務 | (1) 教育委員会の規則及び重要な副令の制定又は改廃に関すること。 | | A | ○おおい町体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について ○おおい町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について …平成28年第2回定期会で承認した。 | A | ○おおい町立公民館管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について …平成29年第2回定期会で承認した。 |
| | | | A | ○教育方針及び教育方策を定めた。また、社会教育方策を定めた。 | A | ○教育方針及び教育方策を定めた。また、社会教育方策を定めた。 |
| | | | 評価外 | ○学校、その他教育機関の用に供する公有財産の取得について、平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○学校、その他教育機関の用に供する公有財産の取得について、平成28年度中はなかった。 |
| | (2) 学校教育及び社会教育の一般方針を定めること。 | | A | ○平成27年度6月補正予算 …平成27年第4回定期会で承認した。 ○平成27年度9月補正予算 …平成27年第6回臨時会で承認した。 ○平成27年度12月補正予算 …平成27年第8回定期会で承認した。 ○平成27年度3月補正予算、平成28年度当初予算 …平成28年第1回定期会で承認した。 ○おおい町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う契約条件の整理に関する条例及びおおい町うみんびあ大阪マーナの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | A | ○平成28年度6月補正予算 …平成28年第4回定期会で承認した。 ○平成28年度9月補正予算 …平成28年第6回臨時会で承認した。 ○平成28年度12月補正予算 …平成28年第8回定期会で承認した。 ○平成28年度3月補正予算、平成29年度当初予算 …平成29年第1回定期会で承認した。 |
| | | | 評価外 | ○おおい町特例税の税額で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○おおい町総合市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について …平成28年第1回定期会で承認した。 ○おおい町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …平成28年第2回定期会で承認した。 | A | ○おおい町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …平成29年第1回定期会で承認した。 |
| | (4) 教育予算その他の議決を経るべき事案について、法第29条の規定に基づき町長に意見を述べること。 | | A | ○平成27年度6月補正予算 …平成27年第4回定期会で承認した。 ○平成27年度9月補正予算 …平成27年第6回臨時会で承認した。 ○平成27年度12月補正予算 …平成27年第8回定期会で承認した。 ○平成27年度3月補正予算、平成28年度当初予算 …平成28年第1回定期会で承認した。 ○おおい町特例税の税額で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○おおい町総合市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について …平成28年第1回定期会で承認した。 ○おおい町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …平成28年第2回定期会で承認した。 | A | ○平成28年度6月補正予算 …平成28年第4回定期会で承認した。 ○平成28年度9月補正予算 …平成28年第6回臨時会で承認した。 ○平成28年度12月補正予算 …平成28年第8回定期会で承認した。 ○平成28年度3月補正予算、平成29年度当初予算 …平成29年第1回定期会で承認した。 |
| | | | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 |
| | (5) 教育委員会の所管に属する法第30条に規定する学校その他の教育機関設置又は廃止に関する事。 | | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 |
| | (6) おおい町教育委員会事務局組織規則(平成18年おおい町教育委員会規則第4号、以下「事務局組織規則」という。)に規定する事務局の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和2年法律第135号、以下「給与負担法」という。)第1条に規定する職員以外の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。ただし、教育委員会が別に指定する職員に係るもの | | A | ○平成27年第7回定期会で人事について承認した。(平成27年10月1日付事務部局職員任命に関する議案) ○平成28年第3回臨時会で人事について承認した。(平成28年4月1日付事務部局職員人事異動に関する議案) | A | ○平成29年第3回臨時会で人事について承認した。(平成29年4月1日付事務部局職員人事異動に関する議案) |
| | | | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 |
| | (7) 給与負担法第1条に規定する職員の任免その他の進退について内申に關すること。 | | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 |
| | | | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 |
| | (8) 前号の職員の人事及び服務の監督の一般方針を定めること。 | | 評価外 | ○県費教職員の人事は県教育委員会で実施した。 | 評価外 | ○県費教職員の人事は県教育委員会で実施した。 |
| | | | A | ○県費教職員の人事は県教育委員会で実施した。 ○懲戒処分は平成27年度中はなかった。 | A | ○県費教職員の人事は県教育委員会で実施した。 ○懲戒処分は平成28年度中はなかった。 |
| | (9) 事務局組織規則に規定する事務局及び教育機関の職員(給与負担法第1条に規定する職員を除く。)の懲戒処分の決定に関する事。 | | A | | | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | H27年度 | | H28年度 | | |
|--------------------------|-----|---|--|--|---|--|---|
| | | | 段階度実現度 | 点検・評価 | 段階度実現度 | 点検・評価 | |
| 2 教育委員会が管理・執行する事務 | | (10) 法令又は条例に基づく各種委員の任命、委嘱または解嘱に関すること。 | A | ○おおい町立学校給食センター運営委員会委員、おおい町社会教育委員、おおい町立公民館運営審議会委員、おおい町生涯学習推進委員会委員、おおい町青少年愛護センター運営委員会委員、おおい町人権教育指導員、おおい町立公民館長、おおい町立歴史館館長を任命・委嘱・解任した。 | A | ○おおい町立学校給食センター運営委員会委員、おおい町社会教育委員、おおい町立公民館運営審議会委員、おおい町生涯学習推進委員会委員、おおい町青少年愛護センター運営委員会委員、おおい町立公民館館長を任命・委嘱・解任した。 | |
| | | (11) 教育長職務代理者の職務を委任する職員を指定すること | A | ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年5月11日付けで、教育委員会事務局校舎教育課長を指定した。 | A | ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成28年4月1日付けで、教育委員会事務局校舎教育課長を指定した。 | |
| | | (12) 教科用図書の採択に関すること。 | A | ○平成27年度に平成28年度使用中学校教科用図書の採択について …平成27年度第5回定例会で承認した | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 | |
| | | (13) 文化財の指定又は解除に関すること。 | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 | |
| | | (14) 重要な請願、陳情又は建議の処理に関すること。 | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 | |
| | | (15) 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 | A | ○平成26年度点検・評価を適正に行った。 | A | ○平成27年度点検・評価を適正に行った。 | |
| | | (16) その他教育行政の運営に関する基本方針の決定に関すること。 | 評価外 | ○平成27年度中はなかった。 | 評価外 | ○平成28年度中はなかった。 | |
| 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | | ① 生涯学習体制の充実 | a.生涯学習推進計画の策定と推進(生涯学習推進計画策定事業) | A | ○平成23年3月に策定したおおい町生涯学習推進計画「おおい学び愛プラン」に基づき、各公民館毎に地域住民で組織する生涯学習推進委員会が講座等を計画・実施等を行った。 中央:12講座 24回 301人(延べ)、佐分利:9講座 41回 768人(延べ)、大島:4講座 26回 356人(延べ)、名田庄:9講座 12回 383人(延べ) | A | ○平成23年3月に策定したおおい町生涯学習推進計画「おおい学び愛プラン」に基づき、各公民館毎に地域住民で組織する生涯学習推進委員会が講座等を計画・実施等を行った。 【各公民前の生涯学習推進事業】 中央:12講座 33回 392人(延べ)、佐分利:8講座 40回 652人(延べ)、大島:5講座 22回 239人(延べ)、名田庄:8講座 17回 663人(延べ) |
| | | | b.指導者及びリーダーの発掘や研修(社会教育事業) | A | ○社会教育委員等の研修会・研究大会への参加等を行った。 | A | ○社会教育委員等の研修会・研究大会などに参加した。 |
| | | | c.各種サークル活動の育成(公民館活動事業・生涯学習講座開催事業) | B | ○公民館活動事業から自主運営のサークルへの移行を促している。 ○大阪地域70サークル、名田庄地域34サークル | B | ○各公民館活動事業(生涯学習講座等) 中央:15講座 31回 386人(延べ)、佐分利:18講座 98回 1,096人(延べ)、大島:21講座 103回 1,640人(延べ)、名田庄:12講座 46回 1,088人(延べ) ○公民館活動事業から自主運営のサークルへの移行を促している。 ○大阪地域 64サークル、名田庄地域 30サークル |
| | | | d.世代間交流の促進(生涯スポーツ活動推進事業) | A | ○幅広い年代層を対象にスポーツ教室を開催し、スポーツに親しむ同時に、世代間の交流を図っている。 | A | ○幅広い年代層を対象にスポーツ教室を開催し、スポーツに親しむ同時に、世代間の交流を図っている。 |
| | | | e.生涯学習發表の場の確保(町民文化祭開催事業・公民館等販賣事業) | A | ○自主サークル等が、日頃の活動成果を町民文化祭で発表した。 | A | ○各団体保存会が一同に会する「ふるさと納めフェスティバル」を開催した。 ○自生サークル等が、日頃の活動成果を町民文化祭等において発表した。 |
| | | ② 生涯学習環境の充実 | a.教育文化活動拠点の整備と充実 | A | ○総合町民センター改修工事(内部改修・電気設備改修等) ○図書館・郷土史料館空調設備改修工事(空調機等更新) ○松ヶ瀬台場跡改修工事(クリック等改修) | A | ○総合町民センター改修工事(排風扇等改修・Wi-Fi環境構築・太陽光発電システム設置・無人販売機導入・サービス室等耐震器具改修等) ○図書館・郷土史料館改修工事(屋根防水等改修) |
| | | | b.調査及び広報活動の充実 | A | ○講座等の開催後にアンケートを実施、講座等の開催を告知放送・広報誌・ホームページ・チャネル等で住民に周知した。 | A | ○講座等の開催後にアンケートを実施、講座等の開催を告知放送・広報誌・ホームページ・チャネル等で住民に周知した。 |
| | | | c.学習内容の充実(社会教育事業・公民館運営・審議会委員事業・生涯学習推進委員活動事業) | A | ○常に住民のニーズをアンケート等で把握しながら、充実した各種講座の開設に努めている。 | A | ○常に住民のニーズをアンケート等で把握しながら、充実した各種講座の開設に努めている。 |
| (2) 学校教育の充実 | | ① 学校施設や設備などの整備及び充実 | a.学校及び関連施設、設備の改修整備(校舎等改修事業) | A | ○大阪中学校グラウンド改修工事 ○大阪中学校防火ドアチャッカ改修工事 ○大阪中学校防犯装置改修工事 ○大阪中学校防犯装置改修工事 ○名田庄中学校音楽室改修工事 ○名田庄中学校高架車中間閉鎖器改修工事 ○大阪中学校グラウンド改修工事 ○大阪幼稚園フェンス改修工事 | A | ○本郷小学校生垣改修工事 ○佐分利小学校・大島小学校砂場補修工事 ○佐分利小学校排水設備改修工事 ○名田庄小学校遊具改修工事 ○大阪中学校特別支援教室整備工事 ○大阪中学校流水圧送管布設替工事 ○名田庄中学校プール改修工事 ○名田庄中学校漏水修繕工事 ○名田庄中学校プール改修工事施工監理業務 ○名田庄中学校プール改修工事実施設業務 |
| | | | b.高度情報化に対応した環境の整備(学校高度情報活用事業) | A | ○各学校のブログの情報の充実を図り、情報発信に努めた。 | A | ○各学校のブログの情報の充実を図り、情報発信に努めた。 |
| | | ② 適切な教員の配置と教育内容の充実(町費負担教員配置事業・学力向上実践事業) | | A | ○学習支援や特別支援に必要な教員を県と連携して町費負担教員を11名配置した。また、町内小・中学校で統一した試験を実施し、学力の向上を目指している。 | A | ○学習支援や特別支援に必要な教員を県と連携して町費負担教員を12名配置した。また、町内小・中学校で統一した試験を実施し、学力の向上を目指している。 |
| | | | a.特色ある学校づくり(地域の特色を生かした教育活動推進事業) | A | ○ゲストティーチャーの活用により、特性を生かした授業を実施した。 ○学校間での児童・生徒の交流や園芸等の持ち回り展示による横々連携事業の推進を図った。 | A | ○ゲストティーチャーの活用により、特性を生かした授業を実施した。 ○学校間での児童・生徒の交流や園芸等の持ち回り展示による横々連携事業の推進を図った。 |
| | | ③ 特色ある教育の推進 | b.ふるさとを大切にする心を育む教育の推進(「総合的な学習の時間」推進事業) | A | ○平成14年度から児童・生徒が、自ら課題を出して調べる活動を、町内小・中学校で「総合的な学習の時間」として実施している。 | A | ○平成14年度から児童・生徒が、自ら課題を出して調べる活動を、町内小・中学校で「総合的な学習の時間」として実施している。 |
| | | | c.熱意ある優秀な教育者の養成(学校教育研究会事業) | A | ○研究会を定期的に開催し、外部講師を招き指導を受けた。 | A | ○研究会を定期的に開催し、外部講師を招き指導を受けた。 |

A:実現できた、C:実現できなかった、B:それ以外

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | H27年度 | | H28年度 | | |
|--------------------------|--------------|-------------------------------|---------------------------------------|-------|--|-------|--|
| | | | 取組度実現度 | 点検・評価 | 取組度実現度 | 点検・評価 | |
| 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | (3) 青少年の健全育成 | ① 健全に青少年が育つ環境づくり | a.地域子ども育成事業の推進(放課後子ども教室推進事業) | A | ○地域社会の中で放課後子どもたちの安全な居場所づくりを推進するため、名田庄地域での「ひまわりらんど」や、佐分利・本郷・大島小学校合同で4年生を対象に、また名田庄小学校4年生を対象に合宿通学を実施した。更に、本郷小学校全児童を対象とした「放課後子ども教室」を新規に実施した。 | A | ○地域社会の中で放課後子どもたちの安全な居場所づくりを推進するため、名田庄地域での「ひまわりらんど」や、佐分利・本郷・大島小学校合同で4年生を対象に、また名田庄小学校4年生を対象に合宿通学を実施した。 (合宿通学:大島地域「栄光へのかけはし合宿」、名田庄地域「スター・ビレッジ」) 更に、本郷小学校全児童を対象とした「放課後子ども教室」をあみーシャン大阪にて実施した。(本郷子ども園委託) |
| | | | b.ジュニアリーダーの養成(青少年愛護センター事業、子ども会活動支援事業) | A | ○生徒自らが運営や活動できる団体をめざし、高校生の加入を促進するなどジュニアリーダーの育成に努めた。 ○ジュニアリーダー登録数30名(うち高校生11名) | A | ○生徒自らが運営や活動できる団体をめざし、高校生の加入を促進するなどジュニアリーダーの育成に努めた。 ○ジュニアリーダー登録数29名(うち高校生14名) |
| | | | c.有害環境排除キャンペーン(青少年愛護センター事業) | B | ○地域ぐるみの青少年健全育成に向け、公民館・社会教育団体・学校・保護司・生徒委員・学校評議員等と連携を図った。 | B | ○地域ぐるみの青少年健全育成に向け、公民館・社会教育団体・学校・保護司・生徒委員・学校評議員等と連携を図った。 ○青少年をとりまく社会環境調査として、町内書店等の有害図書の設置状況をパトロールした。 |
| | | | d.健全な家庭づくりへの啓発(家庭教育推進事業) | A | ○社会教育団体の活動等を通じて啓発した。 | A | ○社会教育団体の活動等を通じて啓発した。 ○5月の第3日曜日、家庭の日の啓発活動として「ふるさとファミーウォーク」開催した。(参加者 518人) |
| | | ② 青少年の社会参加や交流の促進(公民館活動事業) | | B | ○若者の興味を持つような企画を立て公民館活動への参加を促した。 EX.スケーブル作り教室、フィットネス教室、スクランブック教室等 | B | ○若者の興味を持つような企画を立て公民館活動への参加を促した。 革小物づくり教室、太極拳教室、パワーヨガ教室、ステンドグラス教室、フィットネス教室等 |
| | | | a.相談等の体制の充実(各種相談事業) | B | ○様々な相談に対応できるよう、町愛護センターを中心とするネットワークの強化(情報の共用化)を図った。 | B | ○様々な相談に対応できるよう、町愛護センターを中心とするネットワークの強化(情報の共用化)を図った。 ○相談等の体制を周知するため、啓発物品を配布した。 |
| | | ③ 問題の早期発見指導体制の充実 | b.関係機関と連携強化(青少年愛護センター事業) | A | ○各種関係機関と緊密な連携を保ちながら、駅前での街頭指導、夏休み期間中の夜間パトロールを実施した。 | A | ○各種関係機関と緊密な連携を保ちながら、駅前での街頭指導、夏休み期間中の夜間巡回パトロールを実施した。 |
| | | | | A | ○青少年育成町民会議・輝くおおい女性の会・みんなのまち協議会・子ども会育成会・きのこ町ネットワーク等の各種社会教育団体に活動経費を助成した。 | A | ○青少年育成町民会議・輝くおおい女性の会・みんなのまち協議会・子ども会育成会・きのこ町ネットワーク等の各種社会教育団体に活動経費を助成した。 ○女性問題担当の社会教育指導員を配置している。 |
| | (4) 地域教育の推進 | ① 地域教育の充実に向けた環境整備 | a.地域教育拠点の充実(社会教育団体活動支援事業) | A | ○婦人団体ネットワーク、みんなのまち協議会、国際交流協会、子ども会等の各種社会教育団体において各種研修に参加した。 | A | ○婦人団体ネットワーク、みんなのまち協議会、国際交流協会、子ども会等の各種社会教育団体において各種研修に参加した。 |
| | | | b.地域ぐるみ教育推進リーダーの育成(社会教育事業) | A | ○子ども会や女性団体等の体験学習や研修会等で町内の教育関係者、児童・生徒が身近にエネルギーや放射線について、学ぶことができた。 | A | ○子ども会や女性団体等の体験学習や研修会等で町内の教育関係者、児童・生徒が身近にエネルギーや放射線について、学ぶことができた。 |
| | | | c.産学協同による学習の推進 | A | ○人権教育指導員の配属や、「夜回り先生」こと水谷修氏を講師に講演会を開催、330名の受講者がいた。 ○先進地研修を実施した。 | A | ○人権教育指導員の配属や、タレントの間宮平氏を講師に人権教育講演会(さわやかライフ講道)を開催し、250名の受講者がいた。 ○先進地研修(岐阜市)を実施した。 |
| | | ② 人権教育の推進(人権教育推進事業・人権講演会開催事業) | A | | | | |

総合評価

- 教育委員会の活動については、おおい町教育大綱を受け、学校教育及び社会教育の方策や施策を示し、実態把握に努め、課題の解決を図っている。
- 学校教育については、教育環境の整備・充実に努め、いじめや不登校をなくし、個を大切にし、確かな学力を持つとともに、新しい教育課題への取組が必要である。
- 生涯学習については、諸施策を推進したが、サークル活動の活性化やリーダーの育成等、地域活動を高める取組は一層の努力が必要である。

おおい町教育委員会の自己点検・評価報告に対する外部の知見

1 教育委員会の活動

- ・定例会、臨時会などを定期的かつ計画的に開催し、適切な運用がなされており、教育委員会と事務局の連携が良好に行われていると評価する。
- ・総合教育会議や町長との意見交換の機会を設定し、町長と教育委員との協議や意見交換を行い、本町の教育の方向や教育の課題について協議し、共有したことは有意義であり、今後も定期的に開催していくことが望ましい。
- ・校内研究会や学校行事などの機会を捉えて学校訪問を行い、児童・生徒の活動の様子を把握することや、各学校の学期毎の重点取組や課題を把握していることは評価できる。
- ・学校関係者との意見交換の場を持ち、地域の声を受け止め、教育委員協議会で協議したりするなど、課題の共有と解決への取組を図ることは大切であり、今後も継続・強化していくことは大切である。
- ・教育施設の改修を計画的に整備していく必要があり、所管施設の状況を直接把握することが大切である。
- ・条例に従って会議の公開を行った結果、傍聴者がなかったことはやむを得ない。

2 教育委員会が管理・執行する事務

- ・(1)～(16)の事務について、適切に行われていると評価する。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1) 生涯学習の充実

- ・生涯学習推進委員会により、生涯学習推進計画を踏まえ、各地域において地域のニーズに合った特徴ある活動が推進されており、評価できる。
- ・各公民館を中心とした活動が活発に行われ、公民館活動事業から自主サークルへの移行を促しているが、自主サークルの数が減少しており、自主サークルへの移行につながる支援や指導が必要である。

(2) 学校教育の充実

- ・ICT機器の整備やICT支援員の配置などICT環境の整備が行われ、活用方法や指導方法の研究が行われ、学力向上のために活用されているが、より効果的に活用し、更なる学力向上につなげていくことが大切である。
- ・校舎等の改修や安全保持の取組、備品の整備などが、計画的に行われている。
- ・多くの町費負担講師や適応支援員、スクールソーシャルワーカーを配置して、生活・学習面や内面に課題を持っている特別な支援を必要としている児童生徒に対

応していることは評価できる。

- ・町内の各種団体や地域の協力を得て、子どもたちが健全に育っているが、いじめやSNS・スマートフォン問題などに充分な配慮や実効性のある取組を望む。

(3) 青少年の健全育成

- ・各種団体や地域の協力を得て、青少年が健全に育っていることは、大変喜ばしいことであるが、青少年愛護センターや地域、他団体との更なる連携を強めるべきである。

- ・ジュニアリーダーの活動が活発で、県内の範となっているのが素晴らしい。

(4) 地域教育の推進

- ・種々の取組が行われ評価できるが、団体の高齢化や少子化、青少年の地域離れが懸念されるので、リーダーや組織の育成などの取組の充実が望まれる。

上記のとおり、高く評価できる取組がなされているが、社会情勢や時代の変化による課題も増えているので、今後、学校や地域、団体等が連携し、地域全体としての教育力が向上していけるよう、更なる改善を期待する。